

大田区ホームページ広告掲載取扱要綱

平成21年6月5日 経広発第10056号区長決定
改正 平成24年4月19日24経広発第10018号区長決定
改正 平成25年3月15日24経広発第10333号区長室長決定
改正 平成28年3月9日27政広発第10605号区長政策室長決定
改正 平成30年2月1日29企広発第11002号企画経営部長決定
改正 令和2年3月12日31企広発第11224号企画経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱(平成21年6月5日付区長決定)に基づき、大田区(以下「区」という。)が管理するホームページに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載は、ホームページのトップページ及びインデックスページとし、その位置は企画経営部長が指定する。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 規格(1枠当たり)

天地 35ピクセル(固定)、左右 95ピクセル(固定)、ファイルサイズ 4キロバイト以内、ファイル形式 GIF 形式(アニメーションGIF 不可)

(2) 掲載料 トップページは、1枠につき、月額2万円。インデックスページは、1枠につき、月額1万5千円。ただし、区長が特に必要と認める場合は、これを減免することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最長1年とする。

2 広告掲載期間中、区の都合によりホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長することができる。

(1) 1時間以上24時間以内 1日

(2) 24時間を超え48時間以内 2日

(3) 48時間を超え72時間以内 3日

(4) 72時間を超えたとき 閉鎖した日数に1日を加えた日数

(広告掲載の申込み)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「掲載申込者」という。)は、大田区ホームページ広告掲載申込書(別記第1号様式)を区長へ提出しなければならない。

2 広告の申込みは、原則として掲載希望月の前前月の末日までとする。

(広告の掲載決定等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは大田区ホームページ広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、掲載できないと決定したときは大田区ホームページ広告非掲載決定通知書(別記第3号様式)により掲載申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者は、区の指定する方法により広告原稿を作成し、区が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大田区ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「新要綱」という。）第2条の掲載をしようとする者は、この要綱の施行前においても、新要綱第5条の規定による掲載の申込みを行うことができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

（第5条関係）

第2号様式

（第6条関係）

第3号様式

（第6条関係）